

世田谷区遊び場開放委員会規約

(設 置)

第1条 世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会第9号)第5条の規定により委託される遊び場開放の運営を、地域及び学校の現状に即して効果的に行うため、世田谷区立小学校(以下「小学校」という。)ごとに世田谷区遊び場開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、遊び場開放について次の事務を行う。

- (1)遊び場開放の運営計画に関すること。
- (2)第7条により設置する世田谷区遊び場開放指導員(以下「指導員」という。)に関すること。
- (3)遊び場開放の経費の運用及び管理に関すること。
- (4)学校、地域及び世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)との連絡調整に関すること。
- (5)前号のほか、遊び場開放の運営に関すること。

(組 織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる15名以内の委員をもって組織とする。

- (1)PTAの代表者
 - (2)地域内青少年委員
 - (3)青少年地区委員
 - (4)地域内社会教育関係団体の代表者
 - (5)地域内の町会及び自治会の代表者
 - (6)指導員
 - (7)学校関係職員(主事(学校警備)を含む。)
 - (8)区民のスポーツ・レクリエーション活動及び青少年の健全育成に理解と熱意のあるもの。
 - (9)新BOP事務局長
- 2 運営委員会は、必要があると認められたときは、前項以外のものを委員に加えることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 運営委員会に委員長、副委員長、会計及び会計監査を置き必要に応じてその他の役員を置くことができる。

- 2 委員長、副委員長、会計、会計監査その他の役員は、委員が互選する。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会計は、遊び場開放の経費を管理する。
- 6 会計監査は、会計の経費の管理を監査する。

(会 議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 小学校の学校長は、必要に応じて運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 委員長は、目的遂行のため委員以外のものに出席を求めることができる。

(指導員の設置)

第7条 遊び場開放の管理及び指導にあたるため、運営委員会に指導員を置く。

- 2 指導員は、運営委員会の委員その他18歳以上の区民で区民のスポーツ・レクリエーション活動及び青少年の健全育成に理解と熱意のあるものの中から運営委員会が選任する。
- 3 指導員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員の職務)

第8条 指導員は次の職務を行う。

- (1) 遊びの指導をすること。
- (2) 危険な行為やその他、他人の迷惑となるような行為に対して適切な指導を行うこと。
- (3) 事故が発生したとき、応急措置をとるとともに保護者及び運営委員会に連絡すること。
- (4) 用具を貸し出し、整頓し、施設の清掃等の指導をすること。
- (5) 日誌を運営委員会に提出すること。

(経 費)

第9条 遊び場開放の経費は、教育委員会から支給される委託料で賄う。

(謝 礼)

第10条 指導員に謝礼を支払う。

(会務の報告)

第11条 委員長は、教育委員会に次の報告を行う。

- (1) 前月5日までに前月分の利用状況報告書を提出すること。
- (2) 事故発生の場合には、すみやかに事故発生報告書を提出すること。
- (3) 当年度の業務終了時に、その会計及び業務について報告すること。

第12条 この規約に定めるもののほか運営委員会に関する必要な事項は、運営委員会で定める。

附 則

この規約は、昭和53年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。